

秩父市農業委員会 令和6年 第9回 定例総会 議事録

1 開会閉会の日時及び場所

- (1) 開会日時 令和6年9月24日(火) 午後2時00分
- (2) 閉会日時 令和6年9月24日(火) 午後3時02分
- (3) 場 所 秩父市役所 歴史文化伝承館 2階ホール

2 会議を組織する委員の定数

- (1) 定員数 27名(農業委員13名、農地利用最適化推進委員14名)
- (2) 現在数 27名(農業委員13名、農地利用最適化推進委員14名)

3 出欠席の状況及びその氏名

出席数 24名(農業委員10名、農地利用最適化推進委員14名)

| 農業委員     |        |          |            | 農地利用最適化推進委員 |         |          |
|----------|--------|----------|------------|-------------|---------|----------|
| 議席<br>番号 | 農業委員氏名 | 出席<br>状況 | 議事録<br>署名人 | 地区          | 推進委委員氏名 | 出欠<br>状況 |
| 1番       | 新井 範   | 欠席       |            | 第1<br>区域    | 今井 和美   | 出席       |
| 2番       | ○吉川 稔  | 出席       |            |             | 松澤 眞一   | 出席       |
| 3番       | 青野 孝司  | 出席       |            | 第2<br>区域    | 栗原 恒明   | 出席       |
| 4番       | 黒田 昭雄  | 出席       |            |             | 関根 正男   | 出席       |
| 5番       | 長谷川 玲  | 出席       |            | 第3<br>区域    | 田口 徳行   | 出席       |
| 6番       | ◎横田 友  | 出席       |            |             | 小久保 健司  | 出席       |
| 7番       | 豊田 恵男  | 欠席       |            | 第4<br>区域    | 齊藤 稔    | 出席       |
| 8番       | 黒沢 昌治  | 出席       | ●          |             | 富田 典孝   | 出席       |
| 9番       | ○新田 恭一 | 出席       | ●          | 第5<br>区域    | 新井 明弘   | 出席       |
| 10番      | 芦田 希美  | 出席       |            |             | 新舟 文男   | 出席       |
| 11番      | 富田 博明  | 出席       |            |             | 岡田 英幸   | 出席       |
| 12番      | 井原 愛子  | 欠席       |            |             | 高田 忠一   | 出席       |
| 13番      | 新井 一雄  | 出席       |            | 第6<br>区域    | 木村 誠司   | 出席       |
|          |        |          |            |             | 木村 雄一   | 出席       |

◎印 農業委員会長      ○印 会長職務代理者      ●印 議事録署名人

#### 4 議事日程

- 日程第1 開会・開議  
日程第2 議事日程の報告  
日程第3 総会成立の報告  
日程第4 議事録署名委員の指名  
日程第5 諸報告  
日程第6 審議議案の報告  
日程第7 議案審議
- 議案第39号 農地法第3条の規定による許可申請について (10件)  
議案第40号 農地法第4条の規定による許可申請について (4件)  
議案第41号 農地法第5条の規定による許可申請について (5件)  
議案第42号 農地法第2条第1項に規定する農地に  
該当するか否かの判断について (1件)
- 日程第8 閉議・閉会

#### 5 農業委員会事務局職員

| 職名   | 氏名   | 備考 | 職名 | 氏名   | 備考 |
|------|------|----|----|------|----|
| 事務局長 | 江田直人 |    | 主幹 | 小川英孝 | 書記 |
| 参与   | 宮前房男 |    | 主任 | 川上僚太 | 書記 |
| 主幹   | 千島修  |    | 主査 | 新井正巳 |    |
| 主事補  | 高野友陽 |    |    |      |    |

## 6 会議の概要

### 日程第1 開会・開議

**議長（横田 友会長）** ただいまから、秩父市農業委員会 令和6年第9回定例総会を開会いたします。これより、本日の会議を開きます。

### 日程第2 議事日程の報告

**議長（横田 友会長）** まず、議事日程につきましては、印刷の上、お手許に配付いたしましたので、ご了承願います。

### 日程第3 総会成立の報告

**議長（横田 友会長）** はじめに、本日の総会の委員の出席者数につきまして事務局より報告をお願いします。

**江田事務局長** 本日の出席は、農業委員は、13名中10名、農地利用最適化推進委員は、14名中14名です。

**議長（横田 友会長）** 事務局より報告がありましたとおり、農業委員の過半数が出席しておりますので、農業委員会等に関する法律 第27条第3項の規定により、本日の総会は成立しております。

### 日程第4 議事録署名委員の指名

**議長（横田 友会長）** 次に、議事録署名委員の指名についてですが、議長において指名することに異議はありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

**議長（横田 友会長）** 異議なしと認めます。よって、議長において指名いたします。

8番 黒沢 昌治 委員 及び 9番 新田 恭一 委員 以上、お二人にお願いいたします。

なお、本日の会議書記には、事務局職員の小川主幹 及び 川上主任 を指名いたします。

### 日程第5 諸報告

**議長（横田 友会長）** 次に、諸報告でございますが、前回総会以降に処理した案件について報告いたします。事務局に説明をいたさせます。

**江田事務局長** 本日付け、報告文書をご覧ください。

1の番号1は、農業用施設の設置についてですが、申請者の先代がすでに農業用倉庫を設置したとのことで、始末書添付の上届出書が提出されました。

設置年月日は不明とのことです。

このあと議案第39号番号5でご審議いただく案件に関連いたしますので、よろしく願いいたします。

次に2の通知書の受理についてです。

農地法第18条第6項の規定による合意解約に伴う通知書となっております。

今回賃貸人の都合による解約とのことです。

合意が成立した日、および土地の引き渡しの時期等はそれぞれ通知書記載のとおりでございます。

なお本件該当地につきましては、議案第40号番号2にて改めてご審議いただきますのでよろしくお願ひいたします。

以上でございます。

#### 日程第6 審議議案の報告

**議長(横田 友会長)** 次に本日、審議していただく議案について、事務局長に報告をいたさせます。

**江田事務局長** 議案を報告する前に、議案書の訂正をお願いいたします。

1 ページ議案第39号番号3の担当農業委員を、9番 新田 恭一 委員に変更をお願いいたします。

3 ページ議案第40号番号2と3の担当農業委員を同じく9番 新田 恭一 委員にそれぞれ変更をお願いいたします。

4 ページ議案第41号番号2、3、4、5の担当農業委員を4か所とも9番 新田 恭一 委員に変更をお願いいたします。

それでは、令和6年 第9回 定例総会において ご審議いただきます議案について申し上げます。

|        |                                     |      |
|--------|-------------------------------------|------|
| 議案第39号 | 農地法第3条の規定による許可申請について                | が10件 |
| 議案第40号 | 農地法第4条の規定による許可申請について                | が4件  |
| 議案第41号 | 農地法第5条の規定による許可申請について                | が5件  |
| 議案第42号 | 農地法第2条第1項に規定する農地に<br>該当するか否かの判断について | が1件  |

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

#### 日程第7 議案審議

議案第39号上程 農地法第3条の規定による許可申請について (10件)

**議長(横田 友会長)** 次に、議案第39号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局に議案の説明をいたさせます。

**事務局(川上主任)** 私からは番号1と番号2について説明します。

まず番号1について説明します。

譲受人、譲渡人、契約の内容等は議案書記載のとおりです。

案内図をご覧ください。

申請地は、●●● 畑 1筆 ●●●㎡で、平成●年に売買により譲渡人が取得した土地です。

案内図をご覧ください。

申請地は●●●●●●●●●●から東に●●●m付近に位置しています。

申請事由について説明します。

申請地は平成●年に建売住宅を目的とした農地法第5条、農地転用の許可を受けておりましたが、買い手が付かずこれまで不耕作地となっていました。

この度、定期的に申請地を維持管理していた譲受人が当該地で耕作を行う意思があり、土地を手放したいと考えている譲渡人と話がまとまり申請に至りました。

譲受人は申請地の隣地に居住しており、農作業経験は●年あります。



で現在の地目は雑種地でございます、申請地とあわせて譲り渡す計画でございます。  
説明は以上です。

**事務局（新井主査）** 続きまして、番号5から10について、説明します。

まず番号5ですが、譲受人、譲渡人、土地の所在、契約内容等は、議案書記載のとおりです。  
案内図をご覧ください。

申請地は、●●● 字 ●● 畑 3筆 合計●●●㎡で、主要県道●●●●●線沿いで  
●●●●●●から東北東に約●●●m付近に位置しており、令和●年に相続により取得した  
土地です。

なお、今回の案件は、譲渡人は保佐人からの申請となっています。

令和●年●月に、精神上的障害などから、さいたま家庭裁判所 秩父支部から 成年後見制度の  
一つである保佐人の決定を受けています。

申請事由は、新規就農です。

譲受人は、会社員でございます、今回の申請地の近くに居住しており、さらに両親も近くに  
居住しており、地域の方の紹介で契約しております。

農業の経験はありません。

耕うん機、軽トラックを所有し、両親の指導を受けながら●●等の栽培を行いたいと考えてお  
ります。

また、諸報告番号1でもありましたが、農業用倉庫は現状のまま利用したいとのことです。

作付け計画では、●●●●●、●●●●●、●●●●●のなどの野菜を栽培する予定です。

●月●●日現地を確認したところ、保全管理の状態でした。

続きまして、番号6から10について、説明します。

譲受人、譲渡人、土地の所在、契約内容等は、それぞれ議案書記載のとおりです。

案内図をご覧ください。

これらの申請地は、譲渡人がさいたま市に居住しているため、この5件の申請地を手放したい  
とのことで、以前から地域の方をお願いしており、このたびの申請に至りました。

6から10の合計面積は、●，●●●.●●㎡で、昭和●●年に ほ場整備した部分は8、9、  
10で面積●，●●●㎡、区域外は6及び7で面積●，●●●.●●㎡となっております。

それでは番号順に説明します

番号6の申請地は、●●● 字 ●● ほ場整備外の 畑 2筆●●●㎡で、一般県道●●●  
●●●線、●●●●●●●●●●から北西へ●●●m付近に位置しており、平成●●年に相続に  
より取得した土地です。

申請事由は、新規就農です。

譲受人は、無職でございます。

当申請地は、譲受人の自宅敷地に隣接していることから、話がまとまり、今回の申請にいたり  
ました。

保有する農機具等につきましては、所有しておりませんが、地域の方の協力を得て実施した  
い、また、作付け計画では、●●などを植え付ける予定です。

なお、●月●●日 現地を確認したところ、自宅に隣接していることもあり、すでに●●が  
作付けてありました。

次に番号7の申請地は、●●● 字 ●●● ほ場整備外の 畑、田 7筆 ●，●●●.●  
●㎡で、●●●●●●●●●●から西北西へ約●●●m付近に位置しており、同じく平成●●年  
に相続により取得した土地です。

申請事由は新規就農で、譲受人は●●員でございます。

当申請地は、譲受人は、吉田地域で引きこもりの人を対象として、農作業の受託をしているN  
PO法人があり、そこに、今回の農地で作業委託し、出来た収穫物は、こども食堂などの食材  
に活用にしたいとのことです。

保有する農機具等につきましては、草刈機、耕うん機各●台を所有しておりますが、地域や福  
祉関係の方の協力を得て実施し、許可後に、トラクターを購入したいとのことです。

また、作付け計画では、野菜などを作付ける予定です。

●月●●日に 現地を確認したところ、草刈りを実施し管理されており、以前からあった●などもありました。

次に番号8の申請地は、●●● 字 ●● ほ場整備内の 畑 1筆●●●●㎡で、●●●●●●●●●●から、西へ●●m付近に位置しており、同じく平成●●年に相続により取得した土地です。

申請事由は新規就農で、譲受人は会社員でございます。

当申請地は、譲受人の職場に近接していることから、話がまとまり、今回の申請にいたしました。

保有する農機具等につきましては、所有しておりませんが、地域の方の協力を得て実施したいとのことです。

また、この農地には●が栽培されており、●月●●日 現地を確認したところ、除草も行われており、管理されていまして。

次に番号9の申請地は、●●● 字 ●● ほ場整備内の 畑 1筆●●●●㎡で、●●●●●●●●●●から、西北西へ●●●m付近に位置しており、平成●●年に相続により取得した土地です。

申請事由は新規就農で、譲受人は●●業でございます。

当申請地は、譲受人の職場に近いことから、話がまとまり、今回の申請にいたしました。

保有する農機具等につきましては、所有しておりませんが、地域の方の協力を得て実施したいとのことです。

また、作付け計画では、●などを植え付ける予定です。

なお、●月●●日 現地を確認したところ、職場の近くにあり、すでに植付け出来るよう、準備してありました。

次に番号10の申請地は、●●● 字 ●● ほ場整備内の 畑 1筆●, ●●●●㎡で、●●●●●●●●●●から、西北西へ●●●m付近に位置しており、平成●●年に相続により取得した土地です。

申請事由は、経営規模拡大です。

譲受人は、●●●員でございます。

当申請地は、譲受人は、自社ですでに、●●●の栽培から販売まで行っています。

保有する農機具等につきましては、草刈機、スピードスプレーヤー、トラクターを所有しております。

また、作付け計画では、●●●を作付ける予定です。

なお、●月●●日 現地を確認したところ、すでに草刈りを行っており管理されていまして。

説明は、以上です。

**議長 (横田 友会長)** 事務局の説明が終わりました。

続きまして、担当委員および担当農地利用最適化推進委員の意見を伺います。

**2番 吉川 稔委員** 2番 吉川です。番号1について意見を申し上げます。

先日、事務局の川上主任、松澤推進委員とともに現地を確認しました。

現況は保全管理状態で、新規就農、近所の方が耕作するとのことですので、お互いによろしいのではないかと思います。

皆さまのご審議をよろしくお願いいたします。

**1区 松澤 眞一推進委員** 1区推進委員の松澤です。

先日川上主任、吉川委員と現地確認に行きました。

現地は程よく管理されており、耕作者も隣地に住んでいる方とのことですので、何ら問題なく作付け等できると思います。

皆さんのご審議よろしくお願いいたします。

**8番 黒沢 昌治委員** 8番 黒沢です。番号2について説明します。

概要は事務局説明のとおりです。

事務局と富田典孝推進委員とで現地を確認しました。

●●、●●●●等が植えてありました。

●●歳の母親がまだトラクターに乗り耕うんしていると思います。

譲受人、譲渡人は兄弟でありまして譲渡人は熊谷に住んでいます。

長年母親が一人で耕作していましたが、今回弟が帰ってきて同居いただいたとのことで、特に問題ないと思います。

ご審議の程よろしくお願ひいたします。

**4区 富田 典孝推進委員** 4区推進委員の富田です。

新規就農とのことで、面積はけっこう広いですが、●●年に農業経験のある母親といっしょに新たな若い譲受人が、頑張ってもらふこと、期待を込めて応援したいと思います。

ご審議、よろしくお願ひいたします。

**9番 新田 恭一委員** 9番 新田です。番号3について意見を申し上げます。

過日、事務局宮前参与と現地を確認しました。

●●㎡、あまり広くないですが、若干草が生えているなという感じでした。

農業は初めてとのことです。叔母はすぐ近くに住んでいて、二人で管理ができるとのことです。

●●●●●、●●、●●、●●●●等の露地野菜を栽培するとのことで、意欲があるように見受けられますので問題ないと思います。

皆さまのご審議よろしくお願ひいたします。

**1区 今井 和美推進委員** 1区推進委員の今井です。

●●日に現地を確認しました。

新規就農とのことで、横瀬から影森に通って耕作することとなりますが、近くにスーパーや衣料品店もあります。

買い物のついでということもあろうかと思ひます。放置されることも無いと期待しております。

ご審議よろしくお願ひいたします。

**3番 青野 孝司委員** 3番 青野です。番号4について意見を申し上げます。

概要は事務局説明のとおりです。

譲受人は当該農地の近所に住んでおり、この度県外在住の譲渡人から当該農地を譲り受け、●●を栽培したいとのことです。

現地を確認したところ、当該農地ではすでに●●栽培が行われておりました。

この状況が引き継がれるということですので、承認することに特段疑義はございません。

ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

**3区 田口 徳行推進委員** 3区推進委員の田口です。

現状を確認させていただきましたところ、お話のように●●は以前から植えられてまして、適切な管理をされていました。

●、●、●●●などが植えてありました。

譲受人の方は、植木職もしてまして、植木を管理をされて、あるいはその他田畑の草刈りだとか、仕事をされている方でありまして、取得後も適切に管理ができると思ひますし、本人も新規就農という形でお世話になりたいと申しておりましたので問題ないと思ひます。

ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

**4番 黒田 昭雄委員** 4番 黒田です。番号5、6、7、8、9、10について意見を申し上げます。

概要は事務局説明のとおりです。

先日●●日に新井主査、担当推進委員の高田さん、新舟さんと4名で、現地を確認いたしました。

まず番号5ですが、譲受人が●●代の両親とともに●●を作るとのことです。

譲渡人は大変高齢で、保佐人という方がいろいろ管理されていて、車で一時間かかる場所から年に数回、ここに来て草刈り等行っているようです。

特に問題ないと思います。

次に番号6ですが、譲受人が自宅のすぐ脇で●●を栽培されていて、自宅から近いということもあり、上手に管理できるんじゃないかなと期待していおります。

次に番号7ですが、大変広い場所です、新規就農とのことで心配したんですが、譲受人はこれからトラクターを購入して●や●、野菜などを栽培するそうです。

集いの場という引きこもりの子どもに野菜などを栽培させるようなんですね。

その関係で協力者が周りにたくさんいるようで、上手に管理できるのではと思っています。

次に番号8です。譲受人は●を栽培する予定ですが、すでに譲渡人が何本か植えてあり、空いたスペースにさらに何本か植えて畑いっぱい植えるようです。

大変若い方なので、よいのではと思います。

番号9ですが、譲受人は飲食店を営んでおり、店が申請地のすぐ近くなんです。

栗を栽培したいとのことで、上手に管理できると思います。

最後に番号10ですが、先ほどの番号8のとなりに位置しています。

すでにキレイに草刈りがしてありまして、ここに●●●を植えて規模拡大するそうです。

ご審議の程よろしく願いいたします。

#### 5区 高田 忠一推進委員 5区推進委員の高田です。

番号5、6、7についてですが、ほとんど新井主査、黒田委員の説明のとおりです、補足することはほとんどないんですが。

いずれも新規就農ということで、特に番号5は保佐人の方が、年に数回草刈りを行っているようです。

●●日に現地に行ったときもそんなに草が伸びていませんでした。

すぐ近くの方が管理していくということで大変いいことだと思います。

続いて番号6についてですが、譲受人はそば打ちのプロで、よいとこ祭りなどにも参加する団体の方です。

自分たちの活動に使う●●を収穫しており、地域に協力している団体の方ですので、問題ないと思います。

番号7ですが、旦那さんが新規就農ということで申請されていますが、奥さんと2人でいろいろ活動してる方です。

保育園で、自然体験等を取り組んだ活動をされていますが、吉田地区だけではなくて、遠くは●●あたりから来ている子どももいるようです。

こども食堂をされたり、引きこもり対策で受け入れている人もいますし、不登校の子どももいたり、自然体験に取り組むことによって、心の癒しになり、非常に重要なことに取り組んできます。

今回、かなり広い土地ですけども、取り組みに見合う土地として取得することになったんじゃないかと思います。

ただ単に吉田地区だけではなく秩父郡市も含めて、このような支援活動を進めたいとの意向のようですので、良いことだなと思っています。

ご審議をよろしく願います。

#### 5区 新舟 文男推進委員 5区推進委員の新舟です。

私からは、番号8、9、10について意見を申し上げます。

内容につきましては、いずれも事務局説明のとおりです。

譲渡人は●●●●市に居住しており、相続により所有権移転しましたが管理ができない状態でした。

番号8につきましては、約10年くらいの●の木があり、草等は多少ありますが管理された土地で、遠方からの管理については困難だと思います。

新規の方でもこのままの状態でも管理してもらえるとしますので、問題ないと思われそうです。

次に、番号9について申し上げます。

申請者は、新規就農となりますが、●●●を営むこの場所で採れたものを利用して、営業に利

用されるものと考え、問題ないかと思われます。

次に番号10ですが、譲受人はこの付近で●●●ハウス、●園、その他多くの野菜、果樹等を栽培しており、●●●を作付けしての経営規模拡大ですので、問題ないと思われます。以上です。

ご審議よろしく願いいたします。

**議長（横田 友会長）** ありがとうございます。以上が、担当委員および担当農地利用最適化推進委員の意見でした。

これより議案に対する質疑に入ります。あわせて、議案に対する意見を伺います。

**3区 小久保 健司推進委員** 3区 小久保です。

番号1ですが、おそらく以前に建売住宅で5条の許可を受けたと思うのですが、建売だったら地目が宅地になっていないとおかしいと思うのですが。

宅地に登記してなかったってことでいいんですか。

**事務局（川上主任）** 登記もそうですが、着工もしていなかったんです。

通常であれば、許可後造成をして建築が終了したのち宅地へ地目変更することになりますが、そもそも工事を行っていなかったため、地目が畑のままであった、となります。

**3区 小久保 健司推進委員** そもそも転用許可は、資金面や計画の内容が実行される想定で許可されるはずですので、何もしないでそのままという状況が考えにくいのですが。

**事務局（川上主任）** そのようなお考えもごもっともと思いますが、今回は譲渡人の諸事情により建売住宅の建設がされなかった、と伺っております。

**議長（横田 友会長）** 他に質問等はございますか。

（「質疑なし」と言う人あり）

**議長（横田 友会長）** それでは質疑、意見等無いようですので、質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第39号について、賛成をする諸君の挙手を求めます。

（挙手を確認する）

**議長（横田 友会長）** 全員が賛成であります。よって、本案はそのように決しました。

議案第40号上程 農地法第4条の規定による許可申請について （4件）

**議長（横田 友会長）** 次に、議案第40号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局に議案の説明をいたさせます。

**事務局（川上主任）** 私からは番号1について説明します。議案書の3ページをご覧ください。

申請者、土地の所在等は、議案書記載のとおりです。

申請地は●● ●●● 畑 2筆 面積は●●●㎡で、一体利用地を含めた合計面積は●●●●. ●●●㎡、昭和●●年及び昭和●●年にそれぞれ売買により取得した土地です。

案内図をご覧ください。

申請地は●●●●●●●●●●から西南西に約●●●m離れた場所にあり、立地の基準につきましては、市街地化の傾向が著しい区域にある農地として第3種農地と判断しました。

転用目的は貸駐車場です。

申請事由について説明します。



この度、申請地の南西の土地について、農地転用を計画したところ、申請地を物置・作業場として既に利用していることが判明し、引き続き●●●●●の作業場・物置として利用したいため、始末書の提出とともに是正するものです。

敷地拡張後の面積は、4筆で●●●. ●●m<sup>2</sup>です。

私からの説明は、以上です。

**事務局（小川主幹）** 番号4番について説明します。

申請人、土地の所在、契約の内容等は、議案書記載のとおりです。

申請地は ●● 字 ●●● 畑 1筆のうち●●●. ●●m<sup>2</sup> 田 一筆の内●●. ●●m<sup>2</sup>で、平成●年に相続により取得した土地です。

申請地は、●●●●●の北東側約●●●m離れたところに所在する土地で、立地の基準につきましては中山間地に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の農地として、第2種農地と判断いたしました。

転用目的は、貸駐車場でございます。

申請事由につきまして、近年テレビやSNSの影響で、●●●●を訪れる観光客が増えており、国道の渋滞や違法駐車の問題があり、また、観光客の利便を考慮して、●●の近くに貸駐車場を設置したいと、計画されました。

計画台数は●●台で、砂利敷と簡易な売店を計画しております。

現地は、保全管理されている農地でございます、2段に分かれておりますが、平らな土地で市道からの進入も問題はないと考えております。

説明は以上です。

**議長（横田 友会長）** 事務局の説明が終わりました。

続きまして、担当委員の意見を伺います。

**2番 吉川 稔委員** 2番 吉川です。番号1について意見を申し上げます。

概要については、先ほど事務局の方で説明したとおりでして、案内図を見ると実線と点線と二つに分かれておりますが、一体利用で貸駐車場ということで使っております。

違反状態が判明しての申請で始末書も添付してあり、関係書類も揃ってるということで、やむを得ないと判断いたしました。

以上です。

**9番 新田 恭一委員** 9番 新田です。番号2、3について意見を申し上げます。

概要は事務局の説明のとおりです。

まず番号2ですが集合住宅の建設ということでございます。

申請地を見ましたが、●●●●の市場出荷が終了した跡地とのことで、大変綺麗に栽培された印象で残念な気もしますが、先ほど説明のとおり合意解約ができたとのことです。

第3種農地ということでもありますので、やむを得ないのではないかと考えます。

番号3につきましても説明のとおりでございます、作業場、物置の敷地ということで、昭和●●年に農地転用許可が下りていましたが、転用しないままです、また娘さんが住宅を建てるということで今回、再度の申請ということですので、問題はないと思います。

また第3種農地でありますのでやむを得ないなと考えます。



説明は以上です。

**事務局（宮前参与）** 私からは、番号2から番号5について説明いたします。

始めに番号2ですが、譲受人、譲渡人、施設の概要、契約の内容等は、議案書記載のとおりです。

案内図をご覧ください。

申請地は、●●● 字 ●● 畑 1筆 ●●●㎡で、●●●●●の南東●●●m付近に位置し、譲渡人が平成●●年、相続により取得した土地です。

立地の基準につきましては、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない、小集団の農地として、第2種農地と判断いたしました。

転用目的は、倉庫用地です。

申請地は、昭和●●年頃より農業用の倉庫や蚕室として利用された建物が●棟と山からの水を排水する為の側溝、これは町会が施工したそうですが、それと宅地等への進入路として利用されています。

なお、当時の農業用倉庫の届出の有無については、確認出来ません。

その後、コンテナ●棟が設置され物置として利用されていることから、譲渡人より始末書添付の上、倉庫用地として申請がなされたものです。

譲受人は、同じく譲渡人が所有する隣接地の住宅を賃借し、本年●月より居住しております。この度、譲受人が片付け清掃作業を行い、倉庫●棟とコンテナ●棟を現状のまま借り受けることで譲渡人との間で合意となったことから、申請となったものです。

譲受人は、家財の保管場所として利用する計画です。

次に番号3ですが、譲受人、譲渡人、施設の概要、契約の内容等は、議案書記載のとおりです。案内図をご覧ください。

申請地は、●●● 字 ●●● 畑 3筆 ●●●.●●㎡で、●●●●●●●●●●の北東●●●m付近に位置し、譲渡人が昭和●●年贈与、平成●●年売買により取得した土地です。

立地の基準につきましては、市街化に介在する農地として、第3種農地と判断いたしました。

転用目的は、自己用住宅の建設です。

申請事由ですが、譲受人は現在、譲渡人である父の住宅に同居しておりますが、自立し、自身の住宅を持ちたいと考え、譲渡人である父の土地を借り受けることとなり申請となったものです。

なお、申請地は、平成●●年に「駐車場」を目的として農地法第5条の許可を受け当初は駐車場として使用していましたが、工事完了届、地目変更登記を行わず、現在は雑草が生い茂った不耕作地の状況となっているため、改めて「自己用住宅」を目的として農地転用許可申請を行うものです。

また、議案第40号の3でご審議いただいた土地に隣接した県道に面した南西の土地には、物置●棟と樹木がありますが、始末書添付の上、撤去する予定です。

資金計画は整い、隣接農地所有者の承諾も得ており、問題は無いと考えます。

最後に関連がありますので番号4と5について説明いたします。

譲受人、譲渡人、施設の概要、契約の内容等は、議案書記載のとおりです。

案内図をご覧ください。

申請地は、番号4が ●●● 字 ●●● 畑 1筆 ●●●㎡、番号5が ●●● 字 ●●● 畑 1筆 ●●●㎡で、●●●●●●●●●●の 北東●●●m付近に位置し、番号4、5とも譲渡人が平成●●年、相続により取得した土地です。

立地の基準につきましては、市街化に介在する農地として、第3種農地と判断いたしました。転用目的は、資材置場・駐車場の敷地拡張になります。

申請事由ですが、譲受人は、●●●●●の本店及び市内●●●・●●●・●●●に3か所の資材置場・駐車場を有し、平成●●年から、一般●●事業、●●●●資材の販売業、●●●●●●事業等を行っています。

近年、営業規模の拡大に伴い車両及び重機の保有台数増加と●●販売業務の規模拡大に伴い、●●資材置場が不足しているため、●●●を建設業務の資材・重機・車両の営業拠点として整理するために敷地拡張を行うものです。

事業計画、資金計画も整っています。

現地を確認したところ、保全管理されている農地で、一体利用地より一段低い土地なため、擁壁を施工し、造成工事を行う計画です。

なお、●●●㎡を超える埋め立てとなるため、「秩父市土砂等のたい積に関する条例」による市長の許可が必要になります。

現在、搬入土砂の分析中で今月に許可申請書を提出する予定とのことです。

譲渡人が所有する農地以外に隣接する農地は無く、宅地及び道路に隣接する土地であり、営農に対する問題は無いと考えます。

私からの説明は、以上です。

**議長（横田 友会長）** 事務局の説明が終わりました。

続きまして、担当委員の意見を伺います。

**2番 吉川 稔委員** 2番 吉川です。番号1について意見を申し上げます。

概要については事務局の説明したとおりでして、先日現地を見ましたが、毎年農地パトロール見ている場所で、不耕作農地ということで緑から黄色、もう耕作していないのでどうかしていただきたいと思っておりましたが、こういう話が出てきた次第です。

また周りの隣接する農地の所有者の承諾書も添付されており、やむを得ないのではと判断しました。

ご審議をよろしくお願いいたします。

**9番 新田 恭一委員** 9番 新田です。番号2、3、4、5について意見を申し上げます。

概要は事務局の説明のとおりです。

まず番号2ですが、申請者は倉庫として使用したとのことです。

現地に行きましたが、倉庫が置いてありました。

それが昭和●●年から●●ハウスとか、他の農機具が入る倉庫等々を置いていましたが、もう既に農地としては使えない状況でありまして、やむを得ないと思います。

番号3につきましては先ほど4条の議案にもあったとおり、ここに自己用住宅を建設したいとのことで、平成●●年に許可が下りた後、登記をしなかったとのことです。



なお、写真のとおり、歩いて現場に行くのも大変で、赤道からの進入も、雑木や篠の林となっており、昨年の農地確認調査でも、赤判定となっております。

以上のことから、1筆 ●●㎡ については、森林化されていることや周囲の状況から、復元しても営農は困難であると判断いたしました。

説明は以上です。

**議長（横田 友会長）** 事務局の説明が終わりました。

続きまして、担当委員及び担当農地利用最適化推進委員の意見を伺います。

**4番 黒田 昭雄委員** 4番 黒田です。番号1について意見を申し上げます。

先日、新井主査、それから担当推進委員の新舟さん、高田さんの4人で現地を確認しました。なかなか場所がわからなくて探したのですが、人家の軒先を通過して、さらに人がやっと歩けるような道を進んでいきました。

周りには大変大きな木が覆い茂っており、申請地は日の当たらない場所で、その畑自体にも篠などが覆い茂ってしまっていたので、機械も入りませんし、日影ですし、畑として利用するのは無理ではと思います。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

**5区 新舟 文男推進委員** 5区推進委員の新舟です。この件について意見申し上げます。

内容につきましては事務局説明のとおりです。

申請者のご主人は、この土地を去って●●年という歳月が過ぎ亡くなっています。

相続を受けた申請者はここに生活した実上もなく、他の土地、建物等は売却し、今後この土地に帰ってくることもないと考えられます。

息子さんが固定資産税の納税通知書を確認したところ、売却時にこの地番が漏れて残っているということを知り、現地を見ると山林化しており、農地として利用ができない状況と判断をし申請したと考えられます。

現地確認をしたところ、立木や篠等が全面にあり、山林化した状態で、農地への復帰は困難と判断いたしました。

皆さまのご審議よろしく願いします。

**5区 高田 忠一推進委員** 5区推進委員の高田です。

3名の方が特に新舟さんは地元ということで丁寧に説明していただいたとおりです。

過疎地域だと今回のような事例は、本人も分からないくて、後で気づくなんて、こういうところがいっぱいあって、農地調査やっていると出てくるわけなんです。

いずれにしてもこのままほっといてもどうにもならない部分があるので、申請のとおり非農地という判断で問題ないかと思います。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

**議長（横田 友会長）** ありがとうございます。以上が担当委員及び担当農地利用最適化推進委員の意見でした。

これより、議案に対する質疑に入ります。あわせて議案に対する意見を伺います。

質疑、または意見はありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

**議長（横田 友会長）** 質疑等無しと認めます。以上で、質疑を終結いたします。  
お諮りいたします。議案第42号「農地法第2条第1項に規定する農地に該当するか否かの判断について」について、農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないものと、判断することに賛成する諸君の挙手を求めます。

（挙手を確認する）

**議長（横田 友会長）** 全員が賛成であります。よって、本案は「農地に該当しない」と判断することに決しました。

日程第8 閉議・閉会

**議長（横田 友会長）** 以上で、本日の議事は、すべて終了いたしました。

これをもって秩父市農業委員会 令和6年第9回定例総会を閉会いたします。